

## 株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号

日本冶金工業株式会社

代表取締役  
社 長 杉 森 一 太

## 第129期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

本年3月の東日本大震災により被災されました皆様には心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第129期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成23年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

## 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成23年6月28日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号<br>かわさき双輪荘1階<br>(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第129期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第129期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 取締役5名選任の件  |
| 第2号議案           | 監査役2名選任の件  |
| 第3号議案           | 補欠監査役1名選任の件  |
| 第4号議案           | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件  |

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎当日の総会会場におきましては、節電の観点により空調温度を高め設定する予定です。これにともない、当社職員は軽装にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席賜りますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nyk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

〔自 平成22年4月1日〕  
〔至 平成23年3月31日〕

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、上半期においては景気刺激政策や新興国向け輸出の増加などの影響を受け、緩やかながらも持ち直しの動きが見られました。しかしながら、下半期以降は急激な円高の進行による輸出減や、雇用不安による消費の低迷などにより景気の下振れ懸念が拭えない中、3月11日に発生した「東日本大震災」の影響により、景気の先行き不透明感が一層増幅される状況となりました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、生産能力を増強させる中国などの海外勢との競争が激化する中、円高の進行により国内各社の輸出採算はますます厳しい状況に直面することとなりました。

当社グループの「ステンレス鋼板およびその加工品事業」につきましては、政府の景気対策による好影響を受けた自動車および家電関係を除く需要分野全般が低調に推移したものの、年度後半以降に主原料であるニッケルの価格が上昇したことを契機に、ステンレス鋼板の先高感からアジア市場の潜在需要が顕現化し、販売数量が増加した結果、当連結会計年度の売上高は1,387億81百万円（前年度比42.6%増）となりました。このうち、国内売上高は988億32百万円（前年度比32.1%増）、輸出売上高は399億49百万円（前年度比77.6%増）となりました。

また、当社グループが最も重要な戦略分野として位置づけている高機能材につきましては、従来より高耐食鋼・高耐熱鋼を中心に販売拡大に取り組んでまいりました。その結果、当社の売上高は349億40百万円（前年度比70.4%増）となりました。なお、高機能材拡販の体制整備に向け、昨年11月には米国シカゴに現地法人「NIPPON YAKIN AMERICA, INC.」を設立致しました。

一方、当連結会計年度の経常損益につきましては、原料コスト上昇に対応する販売価格の改定遅れなどにより、残念ながら黒字転換には至らず、4億39百万円の損失（前年度比61億96百万円改善）となりました。また当連結会計年度の最終損益につきましては、上記の経営状況を踏まえ、健全な財務基盤の構築を進めるべく繰延税金資産の一括取り

崩し（約82億14百万円）を行ったことなどから、104億67百万円の損失（前年度比21億18百万円の改善）となりました。

以上の厳しい経営状況を鑑み、剰余金の配当に関しましては、誠に遺憾ながら見送らせて頂きたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

なお、当社グループでは平成22年度を最終年度とする『中期経営計画2010（“Global Top Company”への挑戦）』の下で、グローバル販売網の拡充、原料フェロニッケル生産の高効率化などの諸施策に取り組んでまいりましたが、厳しい経済情勢や需給環境の激変の影響を受けたこともあり、数値目標につきましては未達成となりました。

## ② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、事業環境の動向を踏まえ、最も重要な戦略分野として位置づけている高機能材の販売拡大のための投資と環境関連の投資とに絞り込み、投資の効率化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の実績は29億85百万円となりました。

## ③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備資金は自己資金および借入金により充当いたしました。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国におきましては、震災地の復興を軸とした安全社会の再構築、そのための財源問題が大きな課題として立ちはだかり、原発事故により大きく傷ついた「日本」の信頼の回復に向けた取組み、供給量が制限された状況下での電力使用の工夫等々、さまざまな難題が山積みとなっております。各企業におきましても、緊急時におけるサプライチェーンやバックアップを含めた生産体制の大幅な見直しが強く求められております。

このように極めて大きな社会の変革を余儀なくされる中、当社グループといたしましては、コア技術を活かした戦略と方策で世界の高機能材ニーズに応えながら高収益体制を作り上げていくための新しい中期経営計画「変革2011」を策定いたしました。本計画の遂行を通じて、国内外において皆様に必要とされ信頼されるステンレス特殊鋼メーカーとしての企業基盤の強化を図るとともに、業績向上に向けてグループ一丸となって尽力してまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ絶大なご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

## 【新中期経営計画「変革2011」<sup>注</sup>の概要】

### 1. グローバル市場における成長戦略

- ①日本・米国（シカゴ）・欧州（ロンドン）・アジア（上海・バンコク）の4極体制の確立
- ②ソリューション営業（高機能材に係る技術的知見を武器とした顧客・市場ニーズの捕捉による拡販）の強化
- ③市場変化（顧客ニーズや市場環境変化）に機敏に対応できる生産・販売体制の確立
- ④海外需要への積極的取組み（海外顧客に対するリードタイム短縮を意識したサプライチェーンの再構築）
- ⑤グループ会社における海外展開の強化

### 2. 競争力強化に向けた施策

- ①高機能材製造プロセスの革新（汎用ステンレス製造並みの負荷で高機能材の生産を目指す）
- ②原料基盤の多様化による競争力強化
- ③東日本大震災の影響による電力制約への対応
- ④グループ会社の持つ諸機能の効率化

### 3. 設備投資～今後3年間で約230億円の設備投資を計画

- |              |      |
|--------------|------|
| ・高機能材競争力強化関連 | 30億円 |
| ・原料関連        | 50億円 |
| ・環境対応        | 20億円 |
| ・関係会社関連      | 40億円 |
| ・基盤整備／電力制約対応 | 90億円 |

### 4. 安定的な財務基盤の確立

自己資本比率の回復

## [達成目標]

- ①経常利益 30億円（単体ベース）  
40億円（連結ベース）
- ②高機能材販売量

2010年度下期比1.5倍

(注) 中期経営計画「変革2011」の詳細につきましては、当社ホームページ ([http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir\\_news\\_110510\\_3.pdf](http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir_news_110510_3.pdf)) をご参照下さい。

### (3) 財産および損益の状況

#### ① 直前3連結会計年度

区 分	第126期 平成19年度	第127期 平成20年度	第128期 平成21年度	第129期 (当連結会計年度) 平成22年度
売上高 (百万円)	248,721	163,680	97,343	138,781
経常利益(△損失) (百万円)	29,343	△16,425	△6,635	△439
当期純利益(△損失) (百万円)	17,519	△11,322	△12,585	△10,467
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	141.51	△91.49	△101.72	△84.61
総資産 (百万円)	192,226	148,853	142,934	146,330
純資産 (百万円)	69,196	55,861	44,005	32,629

#### ② 直前3事業年度

区 分	第126期 平成19年度	第127期 平成20年度	第128期 平成21年度	第129期 (当事業年度) 平成22年度
売上高 (百万円)	199,511	129,763	73,003	112,258
経常利益(△損失) (百万円)	24,817	△4,347	△9,429	△1,020
当期純利益(△損失) (百万円)	14,774	△3,559	△12,888	△7,601
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	119.34	△28.76	△104.17	△61.45
総資産 (百万円)	159,589	130,653	125,705	130,935
純資産 (百万円)	60,666	55,330	43,125	35,171

<ご参考>当社の売上高内訳表

区 分		第128期 平成21年度 (A)	第129期 平成22年度 (B)	前期比 (B) / (A)	
高 機 能 材	販売量	千トン	27.7	38.6	139.4%
	売上高	百万円	20,506	34,940	170.4%
ス テ ン レ ス 鋼 板	販売量	千トン	186.0	240.9	129.5%
	売上高	百万円	51,731	75,580	146.1%
そ の 他	売上高	百万円	766	1,738	226.9%
合 計	売上高	百万円	73,003	112,258	153.8%
う ち 輸 出	売上高	百万円	19,219	35,753	186.0%

(4) 重要な子会社の状況 (平成23年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	百万円 1,200	% 100.00	ステンレス鋼管および加工品、電気溶接機の製造販売
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナ ス 物 産 株 式 会 社	560	98.21	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ク リ ー ン メ タ ル 株 式 会 社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナ ス ク リ エ ー ト 株 式 会 社	90	100.00	ステンレス製品梱包用資材の販売、梱包作業および損害保険代理業
ナ ス エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	102	100.00	ステンレス鋼精整加工および設備設置工事
カ ヤ 興 産 株 式 会 社	20	100.00	運送業、機械修理業、加工砂販売事業
宮 津 港 運 株 式 会 社	32	100.00	港湾運送業、通関業
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千パーズ 220,000	100.00	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

- (注) 1 出資比率には間接所有の株式が含まれております。  
2 カヤ興産株式会社と宮津港運株式会社は平成23年4月1日をもって合併し、会社名を宮津海陸運輸株式会社に変更しております。  
3 平成23年7月1日にナストーア株式会社の溶接機事業部を会社分割し、ナストーア溶接テクノロジー株式会社を新たに設立する予定です。  
4 平成23年10月1日にナスエンジニアリング株式会社とナスクリエート株式会社両社から、両社の当社川崎製造所からの受託業務（資源リサイクル、梱包出荷業務等）部門をそれぞれ分割し、共同で設立した新たな事業会社に承継させる事業再編を行う予定です。

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金鋼の鋼板（薄板、中厚板、帯鋼）、鍛鋼品  
ならびに加工品の製造・販売  
フェロニッケルの製造

(6) 主要な拠点等（平成23年3月31日現在）

① 当 社

本 社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支 店	大阪支店、九州支店（福岡市）、名古屋支店、広島支店、新潟支店
工 場	川崎製造所（神奈川県）、大江山製造所（京都府）
海 外 事 務 所	上海駐在員事務所、バンコク駐在員事務所、ロンドン駐在員事務所

（注）他に海外における拠点として米国シカゴに現地法人「NIPPON YAKIN AMERICA, INC.」があります。

② 子 会 社

ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	本社（東京都）
	支店 大阪支店、名古屋支店
	工場 茅ヶ崎製造所（神奈川県）、近江工場（滋賀県）
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	本社（大阪府）
	支店 東京支店、大阪支店
	工場 滋賀工場
ナ ス 物 産 株 式 会 社	本社（東京都）
	支店 東京支店、北関東支店（埼玉県）、名古屋支店、大阪支店
	事業部 加工センター（大阪府、愛知県）
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場（タイ）

(7) 従業員 の 状 況 (平成23年 3月31日現在)

	企 業 集 団	当 社		
			平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員 数	2,182名	1,072名	37歳 9月	15年 8月
前年度末比増減	減11名	増867名		

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 当社の100%子会社であった株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナスビビジネスサービス株式会社の3社を平成22年4月1日付で当社が吸収合併したことにもない、当社の前年度末比増減につきましては大幅な増加となっております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成23年 3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほコーポレート銀行	20,062百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	7,455
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,656
株式会社日本政策投資銀行	4,900
中央三井信託銀行株式会社	4,875

## 2 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

### (1) 発行可能株式総数

普通株式 558,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

普通株式 123,973,338株（うち 自己株式数274,480株）

### (3) 当事業年度末の株主数

26,305名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口外）	12,739 千株	10.30 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,439	3.59
株式会社みずほコーポレート銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	3,116	2.52
ジ ュ ニ パ ー （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	3,017	2.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,118	1.71
三菱UFJ信託銀行株式会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1,775	1.44
前田建設工業株式会社	1,505	1.22
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,335	1.08
新日本製鐵株式会社	1,271	1.03
株式会社損害保険ジャパン	1,254	1.01

(注) 持株比率は自己株式（274,480株）を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
杉森 一太	代表取締役社長		
木村 始	代表取締役副社長	社長補佐、経営企画部、 情報システム室担当	
野中 章男	常務取締役	営業本部長	
諸岡 道雄	常務取締役	川崎製造所長 技術部担当	
笹山 眞一	常務取締役	技術研究部、原料鉱石部 担当	
久保田 尚志	常務取締役	経理部長 総務部、購買部担当	
佐治 雍一	取締役相談役		
山崎 重信	取締役	大江山製造所長	
坂 一行	取締役	営業副本部長 営業第一部長	
中谷 一憲	取締役	営業副本部長 営業第二部長	
橋之口 真	取締役	販売企画部長	
長谷川 正	取締役	総務部長	
飯盛 孝夫	常勤監査役		
櫛木 一男	常勤監査役		
内海 久雄	監査役		
田中 速夫	監査役		

(注) 1 平成22年6月25日開催の第128期定時株主総会において、山崎重信、橋之口 真、長谷川 正の各氏は新たに取締役に選任され就任し、櫛木一男氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。

2 当事業年度中に退任した役員は次の各氏であります。（役名は退任時）

取締役 長田邦明（退任日：平成22年6月25日、退任事由：辞任）

取締役 岡田 誠（退任日：平成22年6月25日、退任事由：任期満了）

取締役 大楠 直（退任日：平成22年6月25日、退任事由：任期満了）

監査役 榑原秀行（退任日：平成22年6月25日、退任事由：辞任）

3 常勤監査役櫛木一男、監査役田中速夫の2氏は社外監査役であります。

なお、当社は、監査役田中速夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指

定し、同取引所に届け出ております。

- 4 各社外監査役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

常勤監査役 樺 木 一 男	監査役就任後の取締役会12回開催中12回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査役就任後の監査役会13回開催中12回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。
監 査 役 中 速 夫	取締役会15回開催中14回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査役会19回開催中18回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する協議などを行っております。

○両氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数 人	報 酬 等 の 額 百万円	摘 要
取 締 役	15	192	
監 査 役	5	34	
計	20	226	
(うち 社外役員)	( 3)	(17)	

- (注) 1 上記報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役3名および監査役1名が含まれております。
- 2 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額42百万円を支給しております。

#### 4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬

年額 40百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

年額 56百万円

(注) 当社の子会社であるナス鋼帯株式会社、ならびにNAS TOA (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容

### (1) 決議事項

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (2) 決議内容

- ・上記①及び②については、

当社は、すべての役員および社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、

当社は、取締役会規程等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存および管理を行う体制を確立する。

- ・上記④については、

当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、ならびにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。

- ・上記⑤については、

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため業務分掌規程、経営会議規程、業務執行規程により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、代表取締役社長の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価および改善促進を目的とした業務監査等を行う。

- ・上記⑥については、

当社は、当社および企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）について共通のリスク管理規程を適用し、NASグループ全体のリスクを適切に管理するとともに、NASグループ各社のコンプライアンス担当部署の連携、当社内部統制室によるNASグループ全体を対象とした業務監査等により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築する。

- ・上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。

また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、重要な欠陥が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。

- ・上記⑧及び⑨については、

監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事については、監査役の意見を聞くこととする。

- ・上記⑩及び⑪については、

監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、取締役および使用人はこれに協力する。

(注) 平成22年10月29日開催の取締役会において本決議内容の一部を改定しております。

## 6 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような大規模な買付行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の経営理念および企業ビジョン、ならびに下記②の当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、下記③の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記(1)記載のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資するものであると考えております。

① 経営理念および企業ビジョン

当社は、

- I. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること、
- II. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること、および
- III. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること

を経営理念に掲げ、また、

『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

② 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、(ア)ステンレス鋼や高ニッケル合金等の専門メーカーとして長年蓄積してきた多品種小ロット生産に適した高度な製造技術・生産設備、およびそれらの基盤となる従業員各々の技術・ノウハウ等、(イ)フェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までの一貫生産を行う当社独自のビジネスモデル、ならびに、(ウ)製品の販売先や原料調達先等、国内外の取引先等と長期にわたり築いてきた強固な信頼関係、株主の皆様や金融機関、地域社会、従業員等のその他の利害関係者との強固な信頼関係等にあるものと考えております。したがって、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

③ 中期経営計画に基づく取組み等

当社は、上記①の経営理念および企業ビジョン、ならびに上記②の当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、平成23年5月に、平成25年度（2013年度）を最終年度とする「中期経営計画『変革2011』」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

当社は、本中期経営計画において、現下の厳しい経営状況を克服し、経常黒字化と復配を実現するとともに、アジアにおける競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くための具体的施策を取りまとめました。本中期経営計画では、経常利益について、当社単体ベースで30億円、連結ベースで40億円を目標とし、高機能材の販売量について、平成22年度下期比1.5倍を目標としております。

当社は、本中期経営計画の達成に向けた具体的施策として、以下の取組みを推進いたします。

- ① グローバル市場における成長戦略
  - (i) 高機能材の拡販に向けた体制整備
    - ・日本、米国（シカゴ）、欧州（ロンドン）、アジア（上海、バンコク）の4極体制の確立
    - ・高機能材に係る技術的知見を武器に、顧客・市場ニーズを捕捉し、拡販につなげる「ソリューション営業」の強化
    - ・市場変化に機敏に対応できる生産・販売体制の確立
  - (ii) 海外需要への積極的取組み
    - ・海外顧客に対するリードタイム短縮を意識した加工機能および問屋機能を含むサプライチェーンの再構築
  - (iii) 当社グループ会社における海外展開の強化
- ② 競争力強化に向けた施策
  - (i) 高機能材製造プロセスの革新（汎用ルート化）
    - ・各工程機能を向上させ、汎用ステンレス並みの負荷での生産を行うことにより、コストダウン・納期短縮を実現するとともに、品質向上をも図る
  - (ii) 原料基盤の多様化による競争力強化
    - ・当社大江山製造所において製造するフェロニッケルの競争力強化、高機能材への同フェロニッケルの配合による競争力強化、およびスクラップ原料の有効活用
  - (iii) 東日本大震災の影響による電力制約への対応
  - (iv) 当社グループの諸機能の効率化
    - ・当社川崎製造所の工程全般の業務改善、グループ商社機能を含めた国内販売体制の効率化、およびグループ事業の海外展開の推進
- ③ 設備投資
  - ・今後3年間で約230億円の設備投資を計画
- ④ 安定的な財務基盤の確立
  - ・自己資本比率の回復

当社は、これらの取組みを推進することにより、本中期経営計画の達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでおります。

また、これらの本中期経営計画に基づく取組みに加えて、当社は、グループ全体の継続的な企業価値向上に向けて、経営の効率性・公正性を向上させるため、コーポレート

ガバナンスを充実させることも、経営上の最重要課題の一つと考えています。具体的には、適時且つ適切な経営情報の開示およびコンプライアンスの徹底等に取り組んでおります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、平成21年5月8日開催の当社取締役会において、平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定し、また、本対応方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただいております。なお、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ ([http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection\\_090508.pdf](http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_090508.pdf)) をご参照下さい。

#### ① 大規模買付ルールの設定

##### (ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)もしくは(ii)に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

##### (イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

##### (ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、

以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様に表示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であ

り、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を株主の皆様を開示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様を開示いたします。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様を開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的期間および当該延長が必要とされる理由を、適時且つ適切に株主の皆様を開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保しまたは向上さ

せるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

なお、本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、新株予約権の発行登録を行っております。

### ③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

#### (ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

##### (i) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

##### (ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者か

ら提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(iii) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針の導入については、平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会において、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただいております。

(ウ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社第129期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii)当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii)平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

④ 株主・投資家の皆様にご与える影響

(ア) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様のご有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(イ) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された

株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ウ) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

**(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断**

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがいまして、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様  
の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするもので  
はないと考えております。

#### (5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

上記(3)の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない  
大規模買付者、および当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大  
規模買付行為を行いまたは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できるこ  
ととしています。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買  
付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記(1)の基本方針に照らして不適  
切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取  
組みであります。また、上記(3)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同  
の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模  
買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその  
内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上  
記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項<sup>(注)</sup>）、合  
理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的  
な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保  
されているものであります。

したがいまして、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様  
の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするもので  
はないと考えております。

---

(注) サンセット条項とは、一般に、株主の総体的な意思を定期的に確認する機会を確保するための措置  
として、買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

- ※ 当社は、平成23年5月16日開催の当社取締役会において、同年6月28日開催予定の当社第  
129期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決さ  
れることを条件として、上記定時株主総会の終結時に有効期間が満了する本対応方針に替  
えて、本対応方針の内容を一部変更した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針  
（買収防衛策）」（以下「新対応方針」といいます。）を新たに導入することを決議して  
おります。新対応方針の詳細につきましては、後記の株主総会参考書類の「第4号議案  
当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」をご参照下さい。

## 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	63,205	流 動 負 債	69,842
現金及び預金	6,938	支払手形及び買掛金	21,531
受取手形及び売掛金	23,651	短期借入金	30,891
有価証券	30	一年内返済予定の長期借入金	12,374
商品及び製品	7,129	未払法人税等	127
仕掛品	14,314	未払消費税等	78
原材料及び貯蔵品	10,418	賞与引当金	828
繰延税金資産	449	その他	4,013
未収消費税等	248	固 定 負 債	43,858
その他	692	長期借入金	20,713
貸倒引当金	△ 663	繰延税金負債	9,900
固 定 資 産	83,125	再評価に係る繰延税金負債	1,616
有形固定資産	75,433	退職給付引当金	9,371
建物及び構築物	14,369	環境対策引当金	121
機械装置及び運搬具	19,811	その他	2,135
土地	39,402	負 債 合 計	113,700
建設仮勘定	557	(純 資 産 の 部)	
その他	1,294	株 主 資 本	30,482
無形固定資産	1,481	資本金	22,251
ソフトウェア	1,274	資本剰余金	7,492
その他	207	利益剰余金	871
投資その他の資産	6,211	自己株式	△ 131
投資有価証券	5,045	その他の包括利益累計額	2,117
繰延税金資産	417	その他有価証券評価差額金	541
その他	833	繰延ヘッジ損益	△ 0
貸倒引当金	△ 84	土地再評価差額金	1,609
資 産 合 計	146,330	為替換算調整勘定	△ 33
		少数株主持分	30
		純 資 産 合 計	32,629
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	146,330

## 連結損益計算書

〔自 平成22年 4月 1日〕  
〔至 平成23年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		138,781
売上原価		126,772
売上総利益		12,009
販売費及び一般管理費		10,975
営業利益		1,034
営業外収益		
受取利息及び配当金	119	
固定資産賃貸料	36	
その他	133	288
営業外費用		
支払利息	1,161	
売却損	101	
その他	500	1,761
経常損失(△)		△ 439
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	36	
環境対策引当金戻入益	23	
負ののれん発生益	20	
その他	4	92
特別損失		
固定資産売却損	5	
減損	1,076	
投資有価証券評価損	25	
災害による損失	191	
特別補修関連費用	183	
その他	41	1,521
税金等調整前当期純損失(△)		△ 1,867
法人税、住民税及び事業税	247	
法人税等調整額	8,214	8,460
少数株主損益調整前当期純損失(△)		△ 10,328
少数株主利益		139
当期純損失(△)		△ 10,467

## 連結株主資本等変動計算書

〔自 平成22年 4月 1日〕  
〔至 平成23年 3月 31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年 3月31日 残高	22,251	7,492	10,888	△ 130	40,500
連結会計年度中の変動額					
当期純損失(△)	-	-	△ 10,467	-	△ 10,467
自己株式の取得	-	-	-	△ 1	△ 1
自己株式の処分	-	-	△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	450	-	450
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 10,017	△ 1	△ 10,018
平成23年 3月31日 残高	22,251	7,492	871	△ 131	30,482

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年 3月31日 残高	889	-	2,059	△ 25	2,923	581	44,005
連結会計年度中の変動額							
当期純損失(△)	-	-	-	-	-	-	△ 10,467
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△ 1
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	△ 450	-	△ 450	-	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 348	△ 0	-	△ 8	△ 356	△ 552	△ 908
連結会計年度中の変動額合計	△ 348	△ 0	△ 450	△ 8	△ 806	△ 552	△ 11,376
平成23年 3月31日 残高	541	△ 0	1,609	△ 33	2,117	30	32,629

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

ナスストア株式会社、ナス鋼帯株式会社、ナス物産株式会社、クリーンメタル株式会社、ナスクリエート株式会社、ナスエンジニアリング株式会社、カヤ興産株式会社、宮津港運株式会社、NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.

なお、前連結会計年度において連結子会社であった株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナスビジネスサービス株式会社は、平成22年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。また、宮津港運株式会社は平成23年4月1日をもってカヤ興産株式会社を吸収合併し、商号を宮津海陸運輸株式会社に変更しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社7社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用会社はありません。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

主要な非連結子会社はありません。

(関連会社)

主要な関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社7社及び関連会社2社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、クリーンメタル株式会社及びNAS TOA (THAILAND) CO., LTD.（2月末日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………主として決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

主として売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

主として従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

##### ③ 退職給付引当金

主として従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。

##### ④ 環境対策引当金

アスベスト除去及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しており、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を適用しております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

(ヘッジ方針)

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

また連結子会社につきましても概ね当社と同様であります。

(ヘッジ有効性評価の方法)

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却につきましては、5年間の定額法により償却を行っております。

## 5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

### (1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる、営業利益、経常損失及び税金等調整前当期純損失に対する影響は軽微であります。

### (2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

## 6. 表示方法の変更

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純損失△」の科目を表示する方法に変更しております。

## 7. 追加情報

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

有形固定資産	52,282百万円
（うち財団抵当）	(51,304)百万円
計	52,282百万円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	26,314百万円
一年内長期借入金	12,374百万円
長期借入金	20,713百万円
割引手形	1,118百万円
計	60,519百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 158,547百万円

### 3. 保証債務

従業員住宅資金借入に伴う債務保証 83百万円

4. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	2,498百万円
受取手形譲渡高	531百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

当社	平成13年3月31日
一部の国内連結子会社	平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
75百万円

(連結損益計算書に関する注記)

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。  
△322百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 123,973,338株（うち自己株式数 274,480株）

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入によることを方針としております。デリバティブについては、資産または負債の価格変動、金利変動及び為替変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を低減することを目的とし、デリバティブ取引をその手段として用いております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て売掛債権につきましては、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。信用リスクについては、当社グループ各社の債権管理規程に基づき、営業管理部門が中心となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の信用区分や取引相手毎の債権残高等を管理することにより、リスクの軽減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。このうち、外貨建ての債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金については運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及びファイン・リース取引に係るリース債務、一部の長期未払金は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。返済期限は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

当社グループのデリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等、及びニッケル原料等に係る商品相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品デリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計処理基準に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ① ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、取引相手先を信用力の高い国内銀行または国内商社に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクは僅少であると考えております。また、その執行・管理については、取引方法及び取引権限等を定めた管理規程に従い、実行されております。なお、連結子会社についても概ね当社と同様であります。

また、営業債務や借入金等は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性維持を図るなどにより流動性リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,938	6,938	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,651	23,651	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	3,881	3,881	—
資産計	34,470	34,470	—
(1) 支払手形及び買掛金	21,531	21,531	—
(2) 短期借入金	30,891	30,891	—
(3) 長期借入金	33,087	33,222	135
負債計	85,509	85,644	135
デリバティブ取引(*)	(0)	(0)	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらには、1年以内返済予定のものも含んでおります。

固定金利によるものは、元利金の合計を、同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

ただし、変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象としており、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定してお

ります。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,194

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	263円54銭
1 株当たり当期純損失金額	△84円61銭

### (重要な後発事象に関する注記)

#### 連結子会社の会社分割

当社連結子会社のナストーア株式会社（以下「ナストーア」といいます。）は、平成23年5月10日開催の取締役会において、同社の溶接機事業部門を会社分割し、新設する「ナストーア溶接テクノロジー株式会社」へ承継することを決議いたしました。

#### (1) 会社分割の目的

ナストーアは、ステンレス溶接鋼管部門と溶接機部門を事業内容としておりましたが、それぞれの部門の経営効率を最大限に発揮すべく、溶接機部門を分割し新会社を設立することといたしました。

#### (2) 分割する事業内容

電気溶接機、電気器具及び溶接棒の製造及び販売

#### (3) 会社分割の形態

新設分割による分社型分割

#### (4) 承継会社の概要

商号 ナストーア溶接テクノロジー株式会社  
資産 17億円（平成23年3月末を基準とした場合）  
純資産 5億円（ ” ” ）

#### (5) 会社分割の時期

平成23年7月1日（予定）

#### 連結子会社の合併

当社の連結子会社である宮津港運株式会社は、平成23年4月1日をもって、同じく連結子会社であるカヤ興産株式会社を吸収合併いたしました。

#### (1) 合併の目的

宮津港運株式会社及びカヤ興産株式会社は、フェロニッケルを製造する当社大江山製造所での原料鉱石等の海上荷役、陸上荷役及び設備保全作業を担っておりましたが、一体運営を図ることによって大江山製造所内でのより効率的な荷役作業、設備保全作業を目指すことを目的として合併いたしました。

(2) 合併の要旨

① 合併期日（効力発生日） 平成23年4月1日

② 合併方式

宮津港運株式会社を存続会社とする吸収合併方式により行い、カヤ興産株式会社は解散いたしました。

③ 合併比率

両社はいずれも当社の100%子会社であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株式の発行及び資本金の増加はなく、合併交付金の支払もおこなわれません。

(3) 合併当事者の概要

商号	宮津港運株式会社 (存続会社)	カヤ興産株式会社 (消滅会社)
主 な 事 業 内 容	港湾運送業、通関業	貨物運送業、機械修理業
資 産（百万円）	704	829
純 資 産（百万円）	393	436

(4) 合併後の状況

存続会社である宮津港運株式会社は、平成23年4月1日をもって商号を宮津海陸運輸株式会社に変更しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 被結合企業の名称

株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナスビジネスサービス株式会社

② 結合企業の名称

日本冶金工業株式会社

③ 事業の内容

株式会社YAKIN川崎

ステンレス鋼特殊鋼、ニッケル等の非鉄金属及びその合金の製造加工並びに販売

株式会社YAKIN大江山

鉄及びフェロニッケルの精錬並びに販売

ナスビジネスサービス株式会社

コンピューター情報システムの開発と運用及び手形買取・債権買取業務

(2) 企業結合日

平成22年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併形式で行ない、被合併会社3社は解散いたしました。

なお、当社は被合併会社3社それぞれの全株式を所有していたため合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株式の発行及び資本金の増加はなく、合併交付金の支払いもおこなわれません。

(4) 結合後企業の名称

日本冶金工業株式会社（当社）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、平成15年に株式会社YAKIN川崎と株式会社YAKIN大江山を分社化し、両社への徹底した権限委譲による経営の効率化を図るとともに、株式会社YAKIN川崎においては、高機能材拡販を目指した技術営業の展開や開発と製造の一体化の実現を目指してまいりました。また、株式会社YAKIN大江山においても、安価原料製造拠点としてコスト削減を中心とする効率経営に注力してまいりました。

今般、未曾有の経済・経営環境の激変に直面し、原料から製品までを一貫生産する当社グループの特色を最大限に発揮する体制の再整備と経営の更なる効率化が喫緊の経営課題となってきたこと、また、内部統制制度の拡充や低価法の適用等、法律や会計制度の変更に対応した適切なガバナンスの構築が求められていることから、一体運営が必要との認識のもと上記のとおり合併いたしました。

また、ナスビジネスサービス株式会社は当社グループの情報システムの開発保守を主として担当する会社であります。様々な業務改革とシステム開発の迅速な実施を目的に合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(その他の注記)

1. 減損損失

当社グループは当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
滋賀県湖南市 他	事業用資産	機械及び装置、土地等	1,035
千葉県勝浦市 他	遊休資産	土地等	41

当社グループは減損損失を把握するにあたって、事業用資産については各事業単位、遊休資産については個別物件単位で、それぞれグルーピングしております。

当連結会計年度において、事業用資産のうち、収益性低下等により回収可能価額が低下したもの、また遊休資産のうち、地価下落等に伴い回収可能価額が低下したものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,076百万円）として特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額については正味売却価額により測定しており、その際使用する時価の算定は、固定資産税評価額に合理的な調整を加え実施しております。

2. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	48,758	流 動 負 債	56,768
現 金 及 び 預 金	2,477	支 払 手 形	7,636
受 取 手 形 金	5,783	買 掛 金	9,931
売 掛 金	12,098	短 期 借 入 金	23,765
商 品 及 び 製 品	3,721	一年内返済予定の長期借入金	11,328
仕 掛 品	13,423	リ ー ス 債 務	153
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,837	未 払 金	766
前 払 費 用	64	未 払 費 用	1,903
短 期 貸 付 金	2,170	賞 与 引 当 金	456
そ の 他	339	設 備 支 払 手 形	591
貸 倒 引 当 金	△ 156	そ の 他	239
固 定 資 産	82,178	固 定 負 債	38,995
有 形 固 定 資 産	67,730	長 期 借 入 金	19,085
建 物	9,837	リ ー ス 債 務	376
構 築 物	3,265	繰 延 税 金 負 債	10,296
機 械 及 び 装 置	17,459	再評価に係る繰延税金負債	889
船 舶	6	退 職 給 付 引 当 金	6,874
車 両 運 搬 具	46	環 境 対 策 引 当 金	121
工 具 器 具 及 び 備 品	363	資 産 除 去 債 務	217
土 地	35,819	長 期 未 払 金	1,127
リ ー ス 資 産	449	そ の 他	10
建 設 仮 勘 定	486	負 債 合 計	95,764
無 形 固 定 資 産	1,364	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,258	株 主 資 本	34,185
そ の 他	106	資 本 金	22,251
投 資 そ の 他 の 資 産	13,084	資 本 剰 余 金	7,492
投 資 有 価 証 券	4,237	資 本 準 備 金	7,492
関 係 会 社 株 式	5,170	利 益 剰 余 金	4,574
出 資 及 び 保 証 金	370	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,574
長 期 貸 付 金	3,434	特 別 償 却 準 備 金	11
長 期 前 払 費 用	85	繰 越 利 益 剰 余 金	4,563
そ の 他	9	自 己 株 式	△ 131
貸 倒 引 当 金	△ 221	評 価 ・ 換 算 差 額 等	986
資 産 合 計	130,935	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	493
		土 地 再 評 価 差 額 金	493
		純 資 産 合 計	35,171
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	130,935

# 損 益 計 算 書

〔自 平成22年 4月 1日〕  
〔至 平成23年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		112,258
売 上 原 価		106,627
売 上 総 利 益		5,631
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,216
営 業 損 失 (△)		△ 585
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	830	
固 定 資 産 賃 貸 料	139	
そ の 他	95	1,065
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,013	
手 形 売 却 損	77	
為 替 差 損	155	
そ の 他	255	1,500
経 常 損 失 (△)		△ 1,020
特 別 利 益		
抱 合 わ せ 株 式 消 滅 差 益	1,220	
そ の 他	64	1,284
特 別 損 失		
特 別 補 修 関 連 費 用	183	
災 害 に よ る 損 失	184	
そ の 他	44	411
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 148
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△ 51	
法 人 税 等 調 整 額	7,505	7,454
当 期 純 損 失 (△)		△ 7,601

## 株主資本等変動計算書

〔自 平成22年 4月 1日〕  
〔至 平成23年 3月 31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金計		
				特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成22年3月31日 残高	22,251	7,492	7,492	-	12,177	12,177	△ 130	41,789
事業年度中の変動額								
当期純損失(△)	-	-	-	-	△ 7,601	△ 7,601	-	△ 7,601
特別償却準備金の繰入れ	-	-	-	33	△ 33	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	△ 22	22	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△ 1	△ 1
自己株式の処分	-	-	-	-	△ 0	△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	△ 2	△ 2	-	△ 2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	11	△ 7,614	△ 7,603	△ 1	△ 7,604
平成23年3月31日 残高	22,251	7,492	7,492	11	4,563	4,574	△ 131	34,185

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 額	土 地 再 評 価 差	評 価 差	・ 換 算 差 額	合 計	
平成22年3月31日 残高	844		491		1,336	43,125
事業年度中の変動額						
当期純損失(△)	-		-		-	△ 7,601
特別償却準備金の繰入れ	-		-		-	-
特別償却準備金の取崩	-		-		-	-
自己株式の取得	-		-		-	△ 1
自己株式の処分	-		-		-	0
土地再評価差額金の取崩	-		2		2	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 351		-		△ 351	△ 351
事業年度中の変動額合計	△ 351		2		△ 350	△ 7,954
平成23年3月31日 残高	493		493		986	35,171

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。

##### (4) 環境対策引当金

アスベスト除去及びPCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物処理に関する支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しており、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を適用しております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

###### ③ ヘッジ方針

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

###### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

##### (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 5. 重要な会計方針の変更

##### (1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に対する影響は軽微であります。

##### (2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(3) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記しておりました「未収入金」(当事業年度末残高201百万円)は、総資産の合計額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	6,090百万円
構 築 物	1,531百万円
機 械 及 び 装 置	11,335百万円
土 地	29,548百万円
計	48,504百万円

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	23,600百万円
1年以内返済予定の長期借入金	11,328百万円
長 期 借 入 金	19,085百万円
計	54,013百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 139,784百万円

3. 保 証 債 務

従業員住宅資金借入に伴う債務保証 83百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債権 10,140百万円

関係会社に対する長期金銭債権 3,435百万円

関係会社に対する短期金銭債務 4,522百万円

5. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高 1,134百万円

6. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

792百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	売 上 高	44,139百万円
	仕 入 高 等	20,294百万円
	営業取引以外の取引による取引高	1,702百万円
2. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。		
		△ 337百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	274,480株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金繰入額損金算入超過額	2,794百万円
賞与引当金繰入額損金算入超過額	185百万円
役員退職慰労引当金繰入額損金算入超過額	97百万円
貸倒引当金繰入額損金算入超過額	153百万円
投資有価証券評価損否認額	1,986百万円
減損損失	861百万円
分社による固定資産再評価差損	1,406百万円
土地再評価差損	327百万円
税務上の繰越欠損金	13,250百万円
その他	481百万円

繰延税金資産小計 21,541百万円

評価性引当額 △ 21,541百万円

繰延税金資産合計 －百万円

繰延税金負債

土地再評価差益	889百万円
合併による土地再評価差額金	447百万円
分社による土地再評価差額金	9,748百万円
その他有価証券評価差額金	93百万円
その他	8百万円

繰延税金負債合計 11,185百万円

繰延税金負債の純額 11,185百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
(有形固定資産)			
機械及び装置	652	458	194
船 船	92	69	24
車両運搬具	85	68	17
工具器具及び備品	1,983	1,617	367
(無形固定資産)			
ソフトウェア	453	384	69
合 計	3,266	2,595	671

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	320百万円
1 年 超	351百万円
合 計	671百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	502百万円
減価償却費相当額	502百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ナストーア株式会社	直接 100%	当社製品の販売 資金の援助	製品の販売(注1) 資金の貸付(注2) 貸付金利息	2,588百万円 1,670百万円 103百万円	売掛金 受取手形 短期貸付金 長期貸付金 未収入金	94百万円 286百万円 1,670百万円 3,430百万円 0百万円
子会社	ナス鋼帯株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売(注1)	4,615百万円	売掛金 受取手形	346百万円 441百万円
子会社	ナス物産株式会社	直接 98%	当社製品の販売 当社製品の原料等購入	製品の販売(注1) 原料等の仕入(注3)	36,703百万円 13,058百万円	売掛金 受取手形 買掛金 支払手形	3,150百万円 3,455百万円 2,444百万円 188百万円

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、短期貸付金による取引については、月あたりの平均取引金額を記載しております。なお、貸付金については、ナストーア株式会社の土地・建物等を担保として受け入れております。
- (注3) 原料等の仕入れについては、ナス物産株式会社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
- (注4) 子会社への貸倒懸念債権に対し、359百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、貸倒引当金戻入額は、20百万円になります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	284円33銭
1株当たり当期純損失金額	△ 61円45銭

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

- 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的
  - 結合当事企業の名称及びその事業の内容
    - 被結合企業の名称  
株式会社YAKIN川崎、株式会社YAKIN大江山、ナスビジネスサービス株式会社
    - 結合企業の名称  
日本冶金工業株式会社

③ 事業の内容

株式会社YAKIN川崎

ステンレス鋼特殊鋼、ニッケル等の非鉄金属及びその合金の製造加工並びに販売

株式会社YAKIN大江山

鉄及びフェロニッケルの精錬並びに販売

ナスビジネスサービス株式会社

コンピューター情報システムの開発と運用及び手形買取・債権買取業務

(2) 企業結合日

平成22年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併形式で行ない、被合併会社3社は解散いたしました。

なお、当社は被合併会社3社それぞれの全株式を所有していたため合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株式の発行及び資本金の増加はなく、合併交付金の支払いもおこなわれません。

(4) 結合後企業の名称

日本冶金工業株式会社（当社）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、平成15年に株式会社YAKIN川崎と株式会社YAKIN大江山を分社化し、両社への徹底した権限委譲による経営の効率化を図るとともに、株式会社YAKIN川崎においては、高機能材拡販を目指した技術営業の展開や開発と製造の一体化の実現を目指してまいりました。また、株式会社YAKIN大江山においても、安価原料製造拠点としてコスト削減を中心とする効率経営に注力してまいりました。

今般、未曾有の経済・経営環境の激変に直面し、原料から製品までを一貫生産する当社グループの特色を最大限に発揮する体制の再整備と経営の更なる効率化が喫緊の経営課題となってきたこと、また、内部統制制度の拡充や低価法の適用等、法律や会計制度の変更に対応した適切なガバナンスの構築が求められていることから、一体運営が必要との認識のもと上記のとおり合併いたしました。

また、ナスビジネスサービス株式会社は当社グループの情報システムの開発保守を主として担当する会社であります。様々な業務改革とシステム開発の迅速な実施を目的に合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社  
取締役会 御中

平成23年5月19日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 本間 英雄 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三井 智宇 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社  
取締役会 御中

平成23年5月19日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 本間 英雄 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 齋藤 勉 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三井 智宇 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、必要に応じて報告及び説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組み（会社法施行規則第118条第3号イ及びロに掲げる事項）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月24日

日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役 飯盛孝夫 ㊟

常勤監査役  
(社外監査役) 櫛木一男 ㊟

監査役 内海久雄 ㊟

監査役  
(社外監査役) 田中速夫 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役杉森一太、木村 始、野中章男、諸岡道雄の4氏が任期満了となり、また、取締役佐治雍一氏が辞任により退任いたしますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	すぎもりかず た 杉 森 一 太 (昭和23年9月10日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役企画室長 平成17年5月 当社常務取締役株式会社YAKI N川崎常務取締役 平成20年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	60,000株
2	きむら はじめ 木 村 始 (昭和26年6月18日生)	昭和49年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成11年2月 同行営業第三部長 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員本店営業第三部長 平成15年3月 同行常務執行役員営業担当役員 平成17年6月 当社常任顧問 平成17年6月 当社代表取締役専務取締役 平成18年1月 当社代表取締役専務取締役業務改革推進本部長 平成22年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る  (担当) 社長補佐、経営企画部、情報システム室担当	27,000株
3	の なか あき お 野 中 章 男 (昭和23年4月6日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役ステンレス販売部長 平成18年6月 当社常務取締役ステンレス販売部長 平成20年6月 当社常務取締役営業本部長 平成21年2月 当社常務取締役営業本部長兼高機能材拡販推進本部長 平成23年2月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る  (担当) 営業本部長	25,500株

候補者 番号	ふり 氏 かな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
4	もろ おか みち お 諸 岡 道 雄 (昭和24年12月19日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役営業本部副本部長兼高機能 材販売部長 平成20年6月 当社常務取締役株式会社YAKIN川 崎代表取締役社長 平成22年4月 当社常務取締役川崎製造所長 現在に至る  (担当) 川崎製造所長 技術部担当	21,500株
※5	ほり うち あきら 堀 内 晃 (昭和34年3月22日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年1月 株式会社YAKIN川崎生産管理室長 平成21年4月 当社企画室長 平成21年7月 当社経営企画部長 現在に至る  (担当) 経営企画部長	11,120株

- (注) 1 候補者番号の箇所に※とあるのは新任の取締役候補者であります。  
2 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役樺木一男氏、内海久雄氏の2氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	い ち ら き か ず お 木 一 男 (昭和24年5月25日生)	昭和48年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成12年3月 同行営業第五部部长 平成15年5月 新光証券株式会社常務執行役員 平成17年4月 同社取締役専務執行役員 平成21年5月 みずほ証券株式会社常務執行役員 平成22年4月 同社理事 平成22年6月 当社常勤監査役 現在に至る	6,500株
※2	や ま ぐ ち そ う い ち 山 口 宗 一 (昭和23年8月23日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年6月 当社大江山製造所総務部長 平成15年4月 株式会社YAKIN大江山総務部長 平成16年6月 ナスクリエイト株式会社取締役総務部長 平成18年6月 同社取締役総務部長兼営業第二部長 平成19年6月 同社常務取締役総務部長兼営業第二部長 平成19年9月 同社常務取締役営業第二部長 平成20年10月 同社常務取締役 現在に至る(平成23年6月21日付で退任予定)	12,549株

(注) 1 候補者番号の箇所※とあるのは新任の監査役候補者であります。

2 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容

①候補者樺木一男氏は、社外監査役の候補者であります。

②同氏は、金融機関および証券会社で重要な役職に就かれ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識をお持ちであります。その知識と経験を活かし、当社に対して的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

③同氏は、現在当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本株主総会の終結の時をもって1年となります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ほし かわ のぶ ゆき 星 川 信 行 (昭和45年8月15日生)	平成14年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 平成15年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 星川法律事務所入所 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 候補者星川信行氏は、社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由について
- ① 補欠の社外監査役候補者とする理由について  
同氏は、弁護士として培われた法律知識を、主にコンプライアンスの観点から監査役に就任された場合に当社の監査体制に生かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ② 社外監査役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由について  
同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件

当社は、平成21年5月8日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「原対応方針」といいます。原対応方針の概要につきましては、前記の事業報告の6.(3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要」18頁から23頁をご参照下さい。)の導入を決定の上、同日付で公表し、また、当社定款第13条に基づき、平成21年6月25日開催の当社第127期定時株主総会において、原対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決していただいております。その後引き続き、当社は、関連法令等の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成23年5月16日開催の当社取締役会において、本総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針に替えて、下記の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。そこで、当社定款第13条に基づき、本対応方針の導入に関して、ご承認をお願いするものです。なお、本対応方針は、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本総会の終結時に導入されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

なお、本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第132期定時株主総会の終結時までといたします。

本対応方針の内容につき、原対応方針からの主な変更点は、以下のとおりです。

- ・原対応方針では、大規模買付者（下記2. (1)(i)において定義されます。以下同じです。）が大規模買付ルール（下記2. (1)(ii)において定義されます。以下同じです。）に従って大規模買付行為（下記2. (1)(i)において定義されます。以下同じです。）を行う場合において、当社取締役会の判断に基づき対抗措置を発動する場合を、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものと認められる場合としておりましたが、本対応方針では、当該大規模買付者が濫用的買収者であると認められる場合に限定いたしました。
- ・原対応方針では、対抗措置の発動の手続として、当社取締役会が特別委員会（下記2. (3)(i)(f)をご参照下さい。以下同じです。）に対する諮問を行い、その勧告を最大限尊重して、その発動の是非を判断することを基本としていましたが、本対応方針では、この手続のほかに、(a)特別委員会が株主意思確認株主総会（下記2. (2)(i)(f)②において定義されます。以下同じです。）を招集することを勧告した場合、または、(b)対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動につき、当社取締役会が当社の株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集することもできることといたしました。

## 記

### 1. 本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下のとおり、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は製品の原料たるフェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までを一貫生産するわが国唯一のメーカーであり、その事業は幅広い範囲に及んでおり、また当社の企

業価値の源泉は、当社の技術力・開発力、ビジネスモデル、様々な利害関係者との強固な信頼関係等多岐に亘っています。また、当社は、中期経営計画に基づく取組み等の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資する様々な取組みを現に実施しております。

したがいまして、当社が大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況・当社の企業価値の源泉、および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めするために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十

分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社株式の大規模買付行為に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主および大量保有報告書の提出の状況につきましては、別紙1をご参照下さい。

## 2. 本対応方針の内容

### (1) 大規模買付ルールの設定

#### (i) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### (ii) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

#### (ア) 大規模買付者の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要

⑤ 国内連絡先

⑥ 設立準拠法

(イ) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(ロ) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>8</sup>を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(エ) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みません。）を添付していただきます。

(iii) 大規模買付情報の提供

上記(ii)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記(ii)(ア)⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供

要請期間」といいます。)として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間(下記(iv)において定義されます。以下同じです。)を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供できない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供できない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細(沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法および内容(大規模買付行為の適法性(法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。以下同じです。))に関する意見を含みます。)
- ③ 買付対価の種類および金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。)、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類

に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)

- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性
- ⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その

理由およびその内容

- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- ⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭ 大規模買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大規模買付行為の完了後における独占禁止法または海外競争法に照らした適法性についての考え方
- ⑮ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。

(iv) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締

役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（初日不算入。当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的期間および当該延長が必要とされる理由を、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認株主総会を招集する場合については、下記(2)(i)(v)をご参照下さい。

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定め

- る者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。
- 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
  - 9 なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

## (2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

### (i) 対抗措置の発動の条件

#### (ア) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

##### ① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買付行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

##### ② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①のほか、当社取締役会は、(a)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または(b)特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、（上記(a)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(4) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。例えば、別紙2に掲げる場合のいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は濫用的な買付行為であると認められるものと考えます。

当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①のほか、当社取締役会は、(a)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であって、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または(b)特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、(上記(a)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(ウ) 株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の

是非について当該株意思確認株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

当社取締役会は、株意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株意思確認株主総会が招集されない場合には、上記(1)(iv)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

#### (ii) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は、別紙3に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

### (3) 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

#### (i) 特別委員会の設置および諮問等の手続

##### (7) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験

者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本対応方針導入時の特別委員会の委員には、原対応方針における特別委員会の委員である藤原 哲氏および田中速夫氏に加え、宮本 岳氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙4「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

(イ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（但し、株主意思確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(ウ) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保もしくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するとともに、外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては

株主の皆様の共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(e) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非および発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(ii) 株主の皆様のご意思の確認

(f) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、平成23年5月16日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがって、上記議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、原対応方針についても本総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(i) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記(2)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(iii) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第132期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止ま

たは変更されるものとし、また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

### 3. 本対応方針の合理性について

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

#### (2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1. に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、導入されるものです。

#### (3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記2. (3) (ii) (7) に記載のとおり、平成23年5月16日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。なお、本対応方針は本総会において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として本総会

の終結時に導入されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、上記2. (3)(ii)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

さらに、上記2. (3)(iii)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第132期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。

加えて、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

#### (4) 合理的且つ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本対応方針は、上記2. (2)(i)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### (5) 特別委員会の設置

上記2. (3)(i)に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入に当たり、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### (6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)(iii)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は平成26年6月に開催予定の当社第132期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、い

つでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

#### 4. 株主・投資家の皆様に与える影響

##### (1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(3)(i)(ii)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

##### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手續

本新株予約権の無償割当ての手續に関しては、基準日における株主名簿に記載または記

録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

## 5. その他

本対応方針は、平成23年5月16日開催の当社取締役会において取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に替わる別途の買収防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以 上

(別紙1)

### 当社の大株主の状況

平成23年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口外)	12,739千株	10.30%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,439	3.59
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	3,116	2.52
ジエニパー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	3,017	2.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,118	1.71
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,775	1.44
前田建設工業株式会社	1,505	1.22
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,335	1.08
新日本製鐵株式会社	1,271	1.03
株式会社損害保険ジャパン	1,254	1.01
計	32,566	26.33

- (注) 1. 当社は、平成23年3月31日現在自己株式274,480株を有しております。  
2. 平成23年5月27日現在、以下の変更報告書が、関東財務局に提出されておりますが、当社として上記期末における実質所有株数の確認ができておりません。
- (1) 住友信託銀行株式会社他の連名により、平成23年5月17日付で提出  
(株券等保有割合11.73%)
  - (2) 株式会社三菱東京UFJ銀行他の連名により、平成22年3月15日付で提出  
(株券等保有割合6.14%)

以上

(別紙2)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以 上

(別紙3)

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>1</sup>、②特定大量保有者の共同保有者<sup>2</sup>、③特定大量買付者<sup>3</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者<sup>4</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置の発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- 
- 1 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
  - 3 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
  - 4 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以 上

(別紙4)

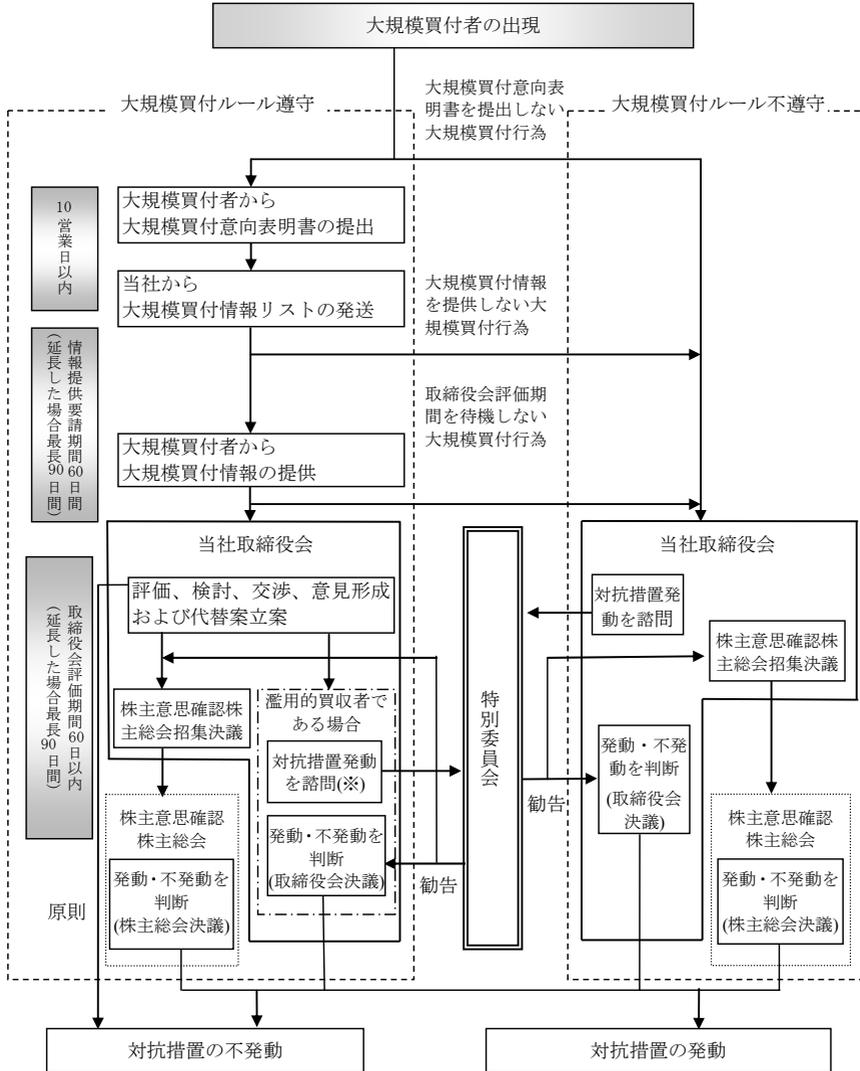
特別委員会委員の略歴

- 藤原 哲（ふじわら さとる）：公認会計士・税理士
- ・平成元年10月 中央新光監査法人（現みすず監査法人）入所
  - ・平成5年3月 公認会計士登録
  - ・平成9年2月 藤原公認会計士事務所所長（現職）
  - ・平成10年3月 税理士登録
  - ・平成13年4月 株式会社アドミラルシステム（株式会社A S J）監査役（現職）
  - ・平成18年9月 日本社宅サービス株式会社監査役
- 田中 速夫（たなか はやお）：当社社外監査役
- ・昭和43年3月 日本精線株式会社入社
  - ・平成18年11月 同社販売企画部課長
  - ・平成20年4月 同社販売企画部部长
  - ・平成20年6月 当社社外監査役（現職）
- 宮本 岳（みやもと たかし）：弁護士
- ・平成8年4月 最高裁判所司法研修所入所
  - ・平成10年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
  - ・平成16年8月 宮本岳法律事務所開設
  - ・平成19年5月 内幸町法律会計事務所開設（現職）

以 上

(ご参考)

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に係るフローチャート



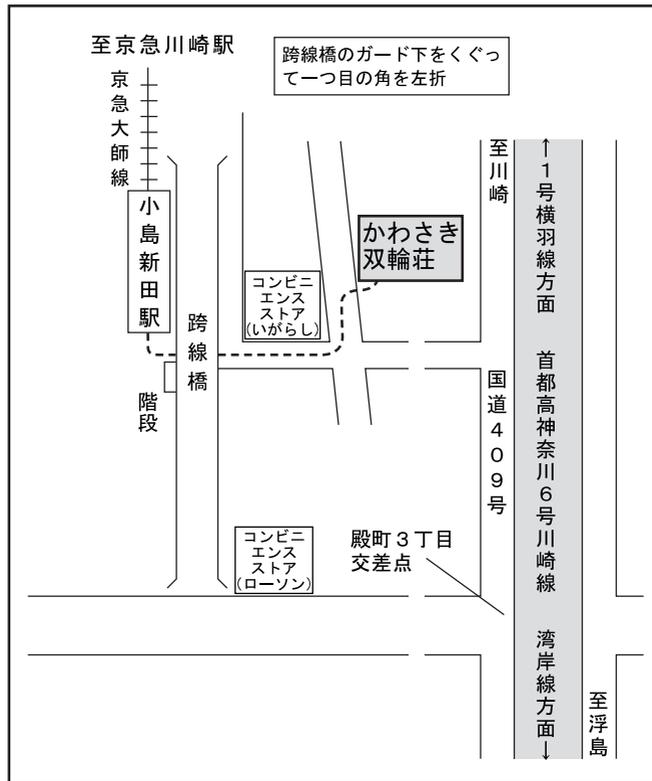
※ 特別委員会に対する対抗措置発動の諮問は、取締役会評価期間内に行われることもありえます。

このフローチャートは、あくまで本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにならず、本対応方針の詳細については、本文をご参照下さい。

以上

第129期 定時株主総会会場  
ご案内略図

会場 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目 8 番14号  
かわさき双輪荘 1 階



京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

会場には駐車場の用意がありませんので  
電車等をご利用ください。